

新設される道路の引取りに関する担保指針（令和 7 年 5 月 26 日 一部改正）

宅地造成工事等において、道路等に法的な担保が取れない工事に対して、市民財産の保全を図る事を目的として田辺市独自の道路の担保指針を定める。

第 1 条 都市計画区域及び準都市計画区域内で行う工事にあつては、造成主の申し出があつた場合、建築基準法による道路位置指定を受けた上で、下記要件を満たせば道路等を公共施設として市が引取り、市道認定を行う。

第 2 条 都市計画区域及び準都市計画区域外で行う工事にあつては、造成主の申し出があつた場合、下記要件を満たせば道路等を公共施設として市が引取り、市道認定を行う。

第 3 条 都市計画法に基づく開発許可、又は田辺市開発事業の指導要綱に基づく届出が必要な工事にあつては、各法令及び技術的基準に従うこと。

第 4 条 市道認定は、原則として寄付が完了した日の属する年度の 3 月末に認定するものとする。ただし、1 月以降に完了した道路等は次年度 3 月末の認定とする。

要 件

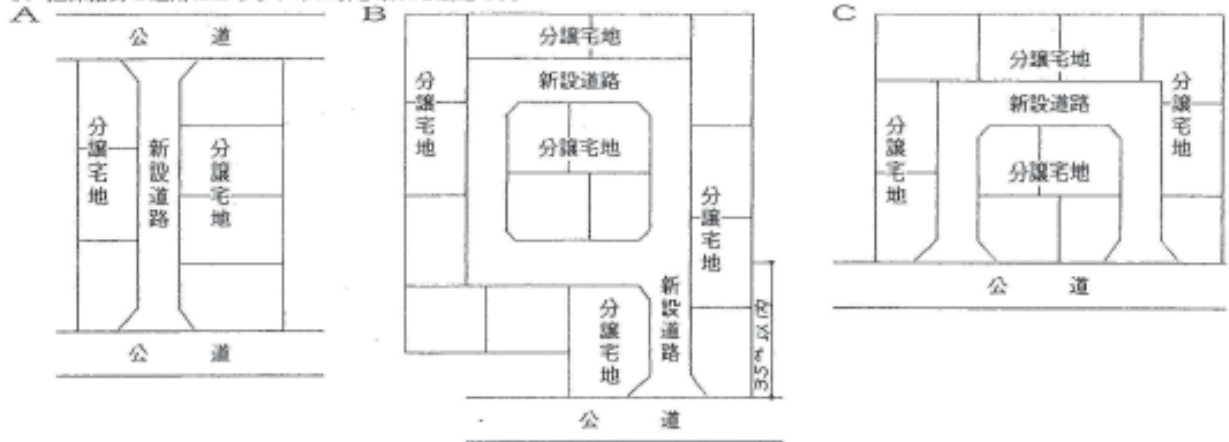
- ① 道路等の公共施設は、全て市に帰属させて市道認定を行う。但し、その条件として道路位置指定の基準の外に袋路状道路（接道する宅地が 2 以上、かつ延長 18m 以内の道路を除く）は、終端に転回広場を道路位置指定の基準に則って設置する。
- ② 道路等の公共施設は、平成 19 年 4 月 1 日施行の田辺市開発事業の指導要綱技術的整備基準に基づき設置し、担当課の検査を受けること。
- ③ 帰属する道路は、接続する既設公道との通行上安全な線形を確保すること、また道路内排水は側溝等を用い確実に集水し、排水できること。また側溝は原則両側配置とすること。
- ④ ①②③を担保するために、申請前に関係課と道路構造等の確認のため事前協議を行い、合意に達した内容について申請時に協定書を取り交わすこと。

※道路等とは、道路面及び道路側溝、回転広場などの構成施設を含む一体の施設とし、詳細については担当課との協議によって決定する。

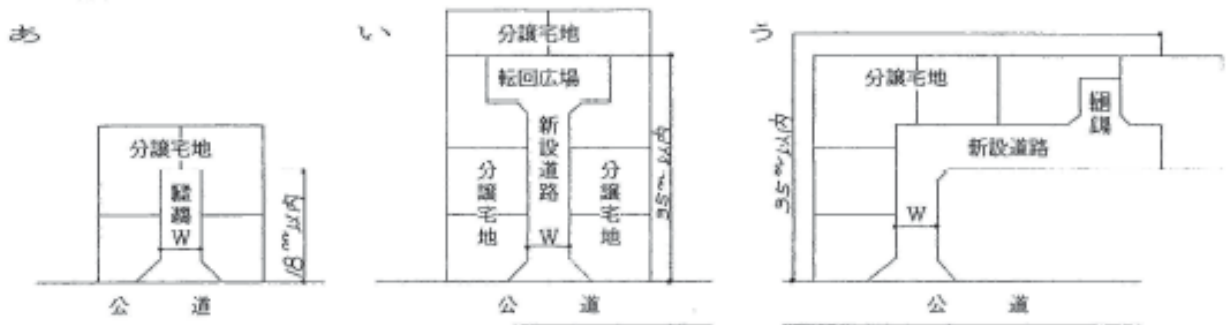
宅地造成工事における道路等の担保指針の相応性図

(この図における公道とは、道路法第3条第2号から第4号にいう道路、又はそれになる予定の幅員4m以上の道路をいう。)

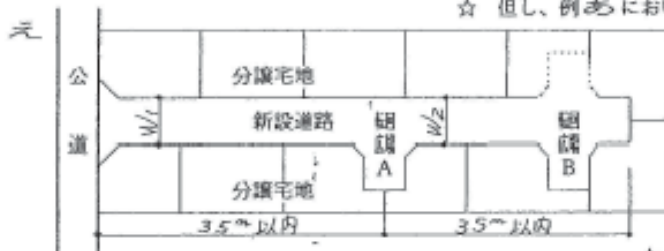
1. 担保指針の適用によらず、市に引き取れる道路の例



2. 担保指針の適用により、市に引き取れる道路の例



- ☆ W=6.0mであっても、市道に引き取る為には終端の転回広場は必要。
- ☆ 例あにおいてW=4m以上で延長1.8mまで転回広場不要。
- ☆ 但し、例あにおいて新設道路に接する宅地が2以上の場合のみ可能な規定。
(1宅地の場合は、旗竿宅地にすること)



- ☆ W1=6.0mであれば、転回広場Aは不要。
- ☆ 但し、W2=6.0mであっても終端の転回広場Bは必要。
- ☆ 終端転回広場は、カギ型でもT型でも丸型でも選択は自由。

